

○事務局 ただ今から薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会を開催いたします。

初めに事務局の異動について御紹介いたします。1月4日付けで、池嶋、西村が着任しております。

本日は、井之上委員、折戸委員、佐藤委員、永山委員、宮井委員、由田委員より、御欠席されるとの御連絡を頂いております。農薬・動物用医薬品部会の委員14名中8名の御出席を頂いており、部会委員の総数の過半数に達しておりますので、本日の部会は成立していることを御報告いたします。

厚生労働省全体の取組として、審議会等のペーパーレス化を進めております。本日はそれに伴い、資料はお手元のタブレットを操作して御覧いただくこととなります。お手元に操作説明書を配布しておりますが、不明点等がございましたら適宜事務局等がサポートいたしますので、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、利益相反の状況について御報告いたします。過去3年間における寄附金等の受取りについて、事前に各委員に確認を行ったところ、該当される委員はおりませんでしたので、合わせて御報告させていただきます。

以後の議事については、穂山部会長に審議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○穂山部会長 おはようございます。年度末の忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございました。何とか会議が成立しました。議事に入りたいと思います。初めに事務局から、本日の資料の説明をお願いいたします。

○事務局 本日は机上に紙の資料として、議事次第と資料一覧、さらに委員名簿と関係省庁の方の出席者名簿を、座席表と一緒にとじたものを配布しております。また、タブレットに本日御審議いただく品目について、それぞれの品目ごとに資料1-1、資料2-1のように、動物用医薬品部会報告書(案)と食品安全委員会の評価書の2種類を御用意させていただいており、資料9-2までです。また、その他の議題の資料として、資料10を保存しております。配布させていただいた資料について、乱丁、落丁等がございましたら、事務局までお申し付けください。資料についての説明は以上です。

○穂山部会長 審議に入ります。本日は動物用医薬品1剤、動物用医薬品及び飼料添加物1剤、農薬6剤、対象外物質1剤の審議を行います。なお、報告書の作成に当たっては、関係委員の方には既に資料等について御検討いただいているところであります。どうもありがとうございました。

それでは、議題1「食品中の残留農薬等に関わる残留基準値設定について」の審議を行います。まず、動物用医薬品ジシクラニルについての審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 1剤目のジシクラニルです。資料1-1を御覧ください。食品中の動物用医薬品等のポジティブリスト導入時に新たに設定された基準値、いわゆる暫定基準の見直しについ

て、食品安全委員会において食品健康影響調査がなされたことから審議いただくもので、今回は初回の審議になります。

1 の概要について説明します。(2)用途です。ピリミジン系の昆虫成長抑制剤です。双翅目の脱皮や蛹化を阻害することにより作用すると考えられていますが、作用機序は不明です。国内では動物用医薬品又はヒト用医薬品として承認されていません。海外では、羊を対象動物として、ヒツジキンバエによるハエ蛆症や蛆の発生を防ぐために使用されています。化学名及びCAS番号です。化学名、構造式等については記載のとおりです。

2 ページから3 ページに適用及び用量を記載しています。ジシクラニルを有効成分とするポアオン剤及びジシクラニル及びジフルベンズロンを有効成分とするポアオン剤があります。

続いて、3 ページから4 ページ、2 の対象動物における分布、代謝についてです。主要残留物は筋肉及び脂肪ではジシクラニルであり、肝臓及び腎臓ではジシクラニル及び2,4,6-トリアミノピリミジン-5-カルボニトリル(以下「代謝物」と略す)です。

次いで、4 ページからの対象動物における残留試験についてです。分析方法は記載のとおりです。ジシクラニル及び代謝物は、互いに測定を阻害するため、それぞれを個別に測定しています。残留試験はジシクラニルを有効成分とするポアオン剤を単回ポアオン投与して実施しています。残留試験結果に基づいて基準値を設定しています。9 ページの表5-3及び13 ページから15 ページの表8-1 から表8-3 を参照しています。

次いで、15 ページから16 ページ、4 のADI の評価についてです。ADI は12 か月慢性毒性試験に関する試験の血漿コレステロールの増加をエンドポイントとして、雄イヌの無毒性量0.71 mg/kg 体重/day を安全係数の100 で除し、0.0071 mg/kg 体重/day と評価しています。マウスを用いた18 か月間慢性毒性/発がん性併合試験において、500 ppm 投与群の雌に発がん性が認められました。食品安全委員会は、各種遺伝毒性試験の結果の証拠の重み付けを考慮すると、ジシクラニルの発がん性は直接的な遺伝毒性に基づくものではなく、閾値の設定は可能と判断しています。

続いて、5 の諸外国における状況についてです。JEFCA における毒性評価が行われ、2000 年に ADI が設定されています。国際基準は羊に設定されています。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU、豪州及びニュージーランドにおいて羊に基準値が設定されています。

続いて、15 ページの6 の基準値案です。規制対象及び暴露評価対象はジシクラニルです。羊を用いた代謝試験の結果から、筋肉及び脂肪における主要残留物はジシクラニルであり、肝臓及び腎臓における主要残留物はジシクラニル及び代謝物です。ジシクラニルと代謝物を分離したときに、それぞれのフラクションに互いのシグナルを阻害する物質が含まれているとの報告があり、両者を同時に測定すると不正確に定量されることになり、定量することが困難な可能性があることから、残留の規制対象はジシクラニルのみとしています。2,4,6-トリアミノピリミジン-5-カルボニトリルはラットの代謝物でもあることから、暴露

評価対象物質には含めていませんが、暴露評価に当たってはジシクラニルのみの暴露量だけでなく、ジシクラニル及び代謝物の暴露量も推定しています。なお、国際基準においても残留の規制対象をジシクラニルのみとしています。羊の残留試験結果から、その他の陸生哺乳類に基準値を設定しています。18 ページ、別紙 1 を御確認ください。

次いで、16 ページから 17 ページの(3)暴露評価です。暴露評価は TMDI 試算で ADI 比は最大でも 0.02%です。なお、JEFCA と同様に、各食用組織におけるジシクラニル及び代謝物の合計濃度の 95%上側信頼区間における 95 パーセンタイル値を用いて暴露量を推定したところ、ADI に対する比は各集団で 0.03%でした。19 ページの別紙 2 で御確認ください。21 ページが答申案になります。事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○穂山部会長 これはポジティブリスト後、初回の審議ということですね。

○事務局 そうです。

○穂山部会長 それでは順を追って審議を行います。まず、1 ページの化学名、化学構造、物性、その他に関して、佐々木先生、吉成先生、いかがでしょうか。

○佐々木委員 結構だと思います。

○吉成委員 結構だと思います。

○穂山部会長 井之上先生からは何かコメントはありましたでしょうか。

○事務局 ございません。

○穂山部会長 それでは、2 ページ目以降の適用の範囲及び使用方法についていきます。佐々木先生いかがでしょうか。

○佐々木委員 記載のとおりでいいと思います。

○穂山部会長 それでは体内動態、代謝物その他に関して、吉成先生いかがでしょうか。

○吉成委員 代謝物と規制対象のことも含めてでしょうか。

○穂山部会長 では、規制対象も含めてお願いたします。

○吉成委員 御説明がありましたように、今回分析されている 2,4,6-トリアミノピリミジン-5-カルボニトリルとほとんど構造が同じようなのですが、一部のシクロプロパンの基が取れたものがあります。このものはラットでの代謝物であって、毒性試験でも考慮されていることと、国際基準の整合性あるいは分析の困難さも考えると、暴露評価でもそれほど問題のある代謝物ではないということもありますので、親化合物のみということでもよろしいと思います。

○穂山部会長 安全性の評価は、終わった後にもう一度、規制対象の書きぶりを。

○吉成委員 ほかの代謝物は問題になるものはないです。

○穂山部会長 では、よろしくお願いたします。

それでは、安全性の所です。魏先生から食品安全委員会の評価の概要の御説明をお願いたします。

○魏委員 食品安全委員会の評価の概要について説明いたします。ジシクラニルの遺伝毒

性試験については、*in vitro* 試験として細菌を用いた復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター肺由来細胞を用いた遺伝子突然変異試験、チャイニーズハムスター卵巣由来細胞を用いた染色体異常試験、そしてラット肝初代培養細胞を用いた不定期 DNA 合成試験が実施されています。また、*in vivo* 試験として、マウス骨髄細胞を用いた小核試験が実施されています。その結果、全ての試験で陰性であったことから、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。

各種毒性試験結果から、ジシクラニルの投与による影響は、主に体重、コレステロール上昇及び肝臓への影響でした。また、マウスの 18 か月間慢性毒性/発がん性併合試験においては、500 ppm 以上の雌では、肝細胞腺腫の発生頻度が対照群と比較して高かったのですが、各種毒性試験の結果から、ジシクラニルの発がん性は直接的な遺伝毒性に基づくものではなく、閾値の設定は可能と判断されました。生殖発生毒性試験においては、親動物の体重増加抑制、胎児に骨化遅延などが認められましたが、胎児への影響は親動物に影響が認められた用量以上であった。また、催奇形性は認められませんでした。以上です。

○穂山部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に何か御質問はありますか。よろしいですか。折戸先生からは、安全性の所で何かコメントはありましたか。

○事務局 安全性の所ではコメントはありませんでした。

○穂山部会長 それでは、戻っていただいて残留試験の所の分析法、分析結果に関して、石井先生、根本先生からはいかがでしょう。よろしいですか。井之上先生あるいは永山先生からは、事前に分析法の所でコメントはありましたか。

○事務局 分析法の所では、永山先生のカラムなどの提案を反映して記載しています。

○穂山部会長 それでは、次の基準値案、規制対象、暴露評価です。国際整合性の所ですが、いかがでしょうか。16 ページからです。

○根本委員 本日の案ですと、規制対象の設定理由の真ん中ぐらいに、「ジシクラニルと代謝物は互いに測定を阻害する可能性がある」という表現がありますが、実際は少し違っていると思います。報告書でも指摘されていたように、2つの画分に分けて、その画分に含まれる夾雑成分がジシクラニルの測定を妨害するというような説明だったと思いますので、このままですと、その化合物同士が測定を阻害するような表現になってしまっているので、正確ではないと思います。最初に頂いた案では、モニタリングの分析には実効性のような表現があったと思うのですが、そのほうがまだいいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局 その点については、規制対象のモニタリングの簡便性ということが一番大事なことだとは思っていますが、分析法についても記載があるので、両方を併記したほうがいいのかと事務局としては考えています。

○穂山部会長 吉成先生、この書きぶりによろしいですか。

○吉成委員 書きぶりは根本先生が御指摘のとおりで、これはまずいと思います。私は親化合物でいいと思いますので、分析が非常に大変であれば、文章を直していただいて、書

きぶりが全体的に変わってしまっているのですが、国際基準がジシクラニルのみということもありますので、記載するのであればそれを考慮してもいいのかなと思います。

○穂山部会長 書きぶりを変えていただくということによろしいですか。根本委員と吉成委員に見ていただいて、書きぶりを変えていただくということをお願いします。

○事務局 そのようにいたします。ありがとうございました。

○穂山部会長 ほかによろしいですか。暴露評価も TMDI、ほぼ世代的に全部 0.02%で問題ないと思いますし、よろしいですか。その他、全体を通して何か御意見はありますか。よろしいですか。それでは、16 ページの第 2 規制値の規制対象の根拠の書きぶりを根本委員と吉成委員に記載を御確認いただいて、その修正をもって、本部会の報告とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 ありがとうございます。そのようにいたします。

それでは、動物用医薬品及び飼料添加物センデュラマイシンの審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 飼料添加物センデュラマイシンについて御説明いたします。資料 2-1 を御覧ください。センデュラマイシンは、食品中の動物用医薬品等のいわゆる暫定基準の見直しについて、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ審議を行っていただくもので、初めての審議となります。

まず 1、概要です。センデュラマイシンはポリエーテル系イオノフォア抗生物質で、金属イオンと錯体を形成し、細菌及び *Eimeria* 属原虫の細胞膜を自由に透化してイオンを運び、細胞内イオン平衡を崩すことで、抗菌作用や抗コクジウム作用を示すと考えられています。国内ではナトリウム塩が鶏の飼料添加物として指定されていますが、動物用医薬品又はヒト用医薬品としては承認されていません。海外では、鶏のコクシジウム症予防のために、飼料添加物又は動物用医薬品として使用されています。センデュラマイシン及びそのナトリウム塩の化学名、構造式等については記載のとおりです。

本剤の適用方法及び用量については、3 ページに国内及び海外の使用法をお示ししています。内容については、穂山先生をはじめ委員の先生方に御確認いただきました。

3～7 ページに対象動物における分布及び代謝試験結果をお示しします。炭素 14 標識センデュラマイシンナトリウムを混餌投与し、総放射活性及び親化合物と 3 種の代謝物の濃度を測定した結果、肝臓における総放射活性に対する親化合物の割合は、最高で 0.48 でした。また、総放射活性に対する各代謝物の M1、M2、M3 の比は全て 10%以下でした。また、非標識薬物を混餌投与後の各組織のバイオオートグラムには、抗菌活性を示す代謝物のスポットは検出されませんでした。佐藤先生と折戸先生に記載の明確化等を御指示いただき、訂正いたしました。

7～10 ページに残留試験結果をお示しします。分析対象はセンデュラマイシンで、記載のようなポストカラム反応 HPLC 法及びバイオオートグラフィーで分析されています。国内

及び海外で実施された鶏の各組織の残留試験結果を示しておりますが、日本で行われた 8 ページの①の試験において、投与終了 3 時間後の残留濃度が最も高く、その平均値+3SD を基準値設定のために算出しました。佐藤先生と折戸先生に実験方法等の記載を、また永山先生、石井先生及び根本先生に分析法の記載を整理していただきました。

10 ページの 4. ADI の評価を御覧ください。食品安全委員会は、イヌの慢性毒性試験における NOAEL はセンデュラマイシンとして 0.3 mg/kg 体重/day と判断し、安全係数 100 で除して、毒性学的 ADI は 0.003 mg/kg 体重/day とされました。この値は、微生物学的 ADI である 0.024 mg/kg 体重/day より低いことから、毒性学的 ADI がセンデュラマイシンの ADI とされました。

11 ページの 5、諸外国における状況です。センデュラマイシンは JECFA においては評価されておらず、国際基準も設定されておられません。主要 5 か国について評価した結果、米国、カナダ及び豪州において鶏に、ニュージーランドにおいて家きんに基準値が設定されています。これらのことを踏まえて 6. 基準値案をお示しします。

家畜代謝試験の結果から、親化合物が主要残留物であり、代謝物の毒性に関する情報も報告されていないことから、規制対象は親化合物としました。なお、海外の規制対象も親化合物です。残留基準値案は、13 ページの別紙 1 のとおりです。

最短の休薬期間は米国などの 0 日であるため、最終投与後 3 時間の残留濃度の平均と標準偏差を考慮し、基準値案を設定しました。また、脂肪の基準値は、残留濃度がより高かった皮膚を基に作成しました。その他の家きんの肝臓の MRL がニュージーランドのみで設定されていますが、鶏以外への使用方法がラベルから確認できなかったため、その他の家きんの暫定基準を削除しました。

14 ページの別紙 2 に、これらの基準値案から TMDI 試算により、長期暴露評価を行った結果をお示ししています。ADI に対する摂取量比は、最大となる幼児においても 13.1% でした。EU では総放射活性濃度を用いて暴露評価しておりますが、家畜代謝試験の結果から親化合物が主要残留物であり、抗菌活性を示す代謝物のスポットがバイオオートグラムで検出されていないことから、親化合物の残留濃度で暴露評価を行いました。答申案を 16 ページにお示ししております。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穂山部会長 こちらもポジティブリスト後の初回の審議ということですのでよろしいですか。

○事務局 はい、そうです。

○穂山部会長 順を追って審議を行います。まず、1 ページ目です。化学名、化学構造、物性その他に関して、佐々木先生、吉成先生、いかがでしょうか。

○佐々木委員 結構です。

○吉成委員 結構です。

○穂山部会長 これは本体とナトリウム塩の両方が入っていますが、これは今までどおりということですね。2 ページ目、適用の範囲及び使用方法に関して、佐々木先生いかがでしょうか。

- 佐々木委員 結構だと思います。
- 穂山部会長 次に、5 ページで、体内動態、代謝物その他に関して、吉成先生いかがでしょうか。
- 吉成委員 特段問題になる代謝物はありませんが、1 つだけ、5 ページの代謝物の構造について、通常こういうときは名前を書かなくてもよろしいのでしょうか。書かなくてもよろしいのであれば、これで結構です。分析対象のときは書くのですが、このように途中に出てくる所はなしということであれば結構です。
- 穂山部会長 書いていたような気がするのですが。
- 事務局 確認いたしましたして、前の報告書に合わせたいと思います。ありがとうございます。
- 穂山部会長 折戸先生から、体内動態、代謝物でコメントはありましたか。
- 事務局 特にございませんでした。
- 穂山部会長 安全性にいきます。魏先生から、食品安全委員会の評価の概要の説明をお願いいたします。
- 魏委員 食品安全委員会の評価によりますと、センデュラマイシンの遺伝毒性試験については、*in vitro* 試験として細菌を用いた復帰突然変異試験、マウスリンパ腫細胞を用いた遺伝子突然変異試験、ヒトリンパ球を用いた染色体異常試験及びラット初代培養細胞を用いた不定期 DNA 合成試験が行われております。また、*in vivo* 試験として、マウス骨髄細胞を用いた染色体異常試験が実施されており、全て陰性でした。このため、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。
- 各種毒性試験の結果から、センデュラマイシンの投与による影響は主に体重、眼及び血液の異常でした。発がん性及び催奇形性は認められませんでした。以上です。
- 穂山部会長 ただ今の概要の説明について、御質問はありますでしょうか。これは反復慢性毒性試験で、イヌの眼に毒性が見られたということですか。NOAEL を決定する投与量の 1 つ上の投与量でこの毒性がみられたということですか。
- 黒羽室長 事務局から御説明いたします。資料 2-2 に食品安全委員会の評価書があります。その 22 ページ目に、イヌの 1 年間の慢性毒性試験の結果があります。該当部分を読み上げます。
- 「食品安全委員会は 1.0 mg/kg 体重/日投与群において、網膜の病変及び収縮期血圧の上昇が認められたことから、本試験における NOAEL はセンデュラマイシンとして 0.3 mg/kg 体重/日と判断した」となっておりまして、23 ページ目にイヌの 1 年間慢性毒性試験の毒性所見が書いてありますが、その 1.0 mg/kg 体重/日の所に「網膜タペタムに輪状斑、また網膜タペタム及び非タペタム部位の網膜桿体細胞及び錐体細胞の硝子様変性及び分離並びに網膜剥離」と書いています。その下の 0.3 mg/kg 体重/日以下については異常なしと記載されています。
- 穂山部会長 折戸先生から安全性の所でコメントはありましたか。

- 事務局 特にございませんでした。
- 穠山部会長 それでは、5 ページ以降の分析法、分析結果に関して、石井先生、根本先生からいかがでしょうか。
- 石井委員 結構です。
- 根本委員 結構です。
- 穠山部会長 井之上先生、永山先生から、分析法と分析結果で何かコメントはありましたか。
- 事務局 コメントを頂いて、内容を既に訂正しております。
- 穠山部会長 それでは、10 ページ以降の基準値案、規制対象、暴露評価、国際整合性の所です。いかがでしょうか。
- 吉成委員 規制対象に関しては、センデュラマイシン、親化合物ということによろしいと思います。
- 11 ページの「家畜代謝試験の結果から」と始まる 4 行の文章に関して、私の理解では、通常残留試験などの分析の対象になっていない代謝物であったり、問題となる代謝物がない場合には、この文章は正しくて、あってもいいのですが、通常の一部報告書には、この文章はなくてもいいような内容になっていると思うのですが、あえて記載した理由はあるのでしょうか。
- 穠山部会長 代謝物も測っているということですね。代謝物に含めないということの根拠ですね。
- 事務局 そうです。代謝試験等が行われて、代謝物も測定されていますので記載しました。
- 吉成委員 通常、7 ページにあるような、3 番の残留試験のときにあるものだけではなくて、上のほうの動態試験に載っているからという理由によろしいのですか。
- 事務局 補足させていただきます。残留試験がバイオオートグラフィーで測っていて、センデュラマイシン、親だけを特異的に測っているのではなくて、ほかの代謝物も測っている可能性もあるので、代謝物に関してもこの記載に含めたということです。もし不要であれば消します。
- 吉成委員 内容は正しいですので、必要であれば結構です。分かりました。
- 穠山部会長 ほかによろしいでしょうか。暴露評価も TMDI で幼小児は 13.1%です。別紙 1 の基準値案ですが、その他の家きんでは、基準値を外すということですね。
- 事務局 その他の家きんについては、暫定基準では置いてあったものです。ニュージーランドで、肝臓にのみその他の家きんとして基準値が設定されておりますが、いろいろ外国の用法等を確認したところ、その他の家きんへの使用が確認できませんでしたので、今回は削除させていただくということにいたしました。
- 穠山部会長 よろしいでしょうか。それでは、その他に全体を通していかがでしょうか。よろしいですか。もし御意見がないようでしたら、本報告案をもちまして、当部会の報告



ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 どうもありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、次の審議を行いたいと思います。農薬アセフェートの審議に入ります。アセフェートの代謝物である農薬メタミドホスも合わせて、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、アセフェート、メタミドホスについて説明します。まず、アセフェートの説明です。資料 3-1 を御覧ください。暫定基準の見直しについて御審議いただくもので、今回が初回の審議です。有機リン系の殺虫剤です。化学名、CAS 番号は資料に記載のとおりです。IUPAC 名について、昨日、井之上委員より、*O, S*-Dimethyl *N*-acetyl phosphoramidothionate という記載のほうが良いのではないかとということで、後ほど、御審議いただければと思います。構造式、物性については、資料に記載したとおりです。

2 ページです。適用の範囲及び使用方法です。国内での使用方法を表でお示ししております。4 ページです。50%アセフェート水和剤のぶどうについては、農水省より、適用を削除する変更申請予定であるという御連絡を頂いております。6 ページです。水溶剤のぶどうについても同様に適用を削除する予定であるということでした。

8 ページです。作物残留試験です。分析の対象物質は、アセフェートと代謝物であるメタミドホスが測定されております。分析法の概要は、資料に記載したとおりです。作物残留試験結果を別紙 1 に記載しておりますが、後ほど説明します。

4. 畜産物における推定残留濃度です。畜産物の基準値は、国際基準を参照する案としております。ここでの記載は JMPR の評価書に基づく記載となっております。9 ページです。分析対象物質はアセフェート、メタミドホスです。家畜残留試験として乳牛の試験、10 ページですが、鶏の残留試験が実施されております。11 ページです。推定残留濃度を記載しております。

5. ADI 及び ARfD の評価です。アセフェート及びメタミドホスについて、ADI、ARfD が設定されております。アセフェートの ADI は、ラットの慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量より、0.0024 mg/kg 体重/day と評価されております。発がん性試験においてラットの雌雄で鼻腔の腫瘍発生が認められ、マウスの雌で肝腫瘍の発生頻度の増加が認められたが、これらの腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられたとされております。12 ページです。メタミドホスについての ADI は、イヌ慢性毒性試験の無毒性量より、0.00056 mg/kg 体重/day と評価されております。次に、ARfD です。アセフェートの ARfD は、ヒト単回経口投与試験の無毒性量による、0.1 mg/kg 体重と評価されております。メタミドホスの ARfD は、ラットの急性神経毒性試験の無毒性量より、0.003 mg/kg 体重と評価されております。

13 ページです。6. 諸外国における状況です。JMPR による毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定され、国際基準が設定されております。主要 5 か国において基準値が設定され

ております。

7. 基準値案です。残留の規制対象は、アセフェートとする案としております。ただし、アセフェートの使用によって残留するメタミドホスについては、メタミドホスに係る規格基準を適用することとするとしております。食品安全委員会は、農産物、畜産物中の暴露評価対象物質をアセフェート及びメタミドホスとしております。基準値案を別紙 2 にお示ししております。後ほど、説明いたします。

暴露評価です。長期暴露評価の詳細は別紙 3 に示しております。EDI 試算で、ADI 比は最も高い幼児で 78.9%でした。なお、長期暴露評価に当たっては、下の表の脚注に記載した式に従い補正した値を使用しております。14 ページです。次に、短期暴露評価です。各食品の短期推定摂取量は、急性参照用量を超えておりません。短期暴露評価に当たっても注に記載した補正式を用いて補正した値で暴露評価を行っております。今回、残留評価の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除されることとなります。15～23 ページに、別紙 1、作物残留試験成績を表でお示ししております。

24 ページです。基準値案です。登録の有無の欄に丸を付けているのは、国内で登録のあるものを示しております。基準値現行の網掛けの部分の数値が暫定基準です。※1 の米、その他、オイルシード、乳については国際基準が設定されておりますが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値を用いた推定暴露量が、食品安全委員会が設定した ADI を超えることから、基準値を設定せず一律基準とする案としております。

※2 のキャベツ、その他、きく科野菜等については、国際基準が設定されておりますが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会が設定した ADI を超えることから、国内の作残試験成績より基準値を設定する案としております。※3 のぶどうについては、適用削除予定ということなので基準値を設定しない案としております。27 ページに、長期暴露評価の結果、詳細をお示ししております。28、29 ページに、短期暴露評価の結果をお示ししております。32 ページに、答申案をお示ししております。

続けて、メタミドホスについて説明します。資料 4-1 を御覧ください。メタミドホスについても、暫定基準の見直しについて御審議いただくもので、今回が初回の審議となります。有機リン系の殺虫剤です。化学名、CAS 番号、構造式、物性については、資料に記載のとおりです。2 ページです。適用の範囲及び使用方法です。本剤は、国内では農薬登録はなされておられません。本剤は、アセフェート使用由来で残留が認められますが、アセフェートの適用の範囲及び使用方法については、アセフェートの報告書を参照しております。

3. 作物残留試験です。アセフェートの作物残留試験において、アセフェートの代謝物としてメタミドホスが測定されております。アセフェートの作残試験を使用する案としております。分析方法については、アセフェートと同じ記載となっております。作物残留試験を別紙 1 にお示ししております。これは、アセフェートと同じものを添付しております。4. 畜産物における推定残留濃度です。畜産物の基準は国際基準を参照する案としており、こ

こでの記載は JMPR の評価書に基づく記載となっております。

3 ページです。分析の概要です。分析の対象物質はメタミドホス。家畜残留試験として乳牛。4 ページですが、鶏の残留試験が実施されており、下のほうに推定残留濃度を記載しております。5 ページです。5. ADI 及び ARfD の評価です。これは、先ほどアセフェートで説明したとおりです。6. 諸外国における状況です。JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されております。国際基準も設定されております。主要 5 か国について、基準値が設定されております。

7. 基準値案です。残留の規制対象は、メタミドホスとするとしております。食品安全委員会は、農産物、畜産物中の暴露評価対象物質をメタミドホスとしております。基準値案を別紙 2 にお示ししておりますが、後ほど、説明いたします。本剤は、農薬として使用されているアセフェートの代謝物でもあるため、アセフェートの使用によるメタミドホスの残留があります。基準値はアセフェート使用由来のメタミドホスの残留量に基づき設定することとしております。

暴露評価です。長期暴露評価の詳細は別紙 3 に記載しております。EDI 試算で、ADI 比は最も高い幼児で 47.1%でした。短期暴露評価です。各食品の短期推定摂取量は、急性参照用量を超えておりません。今回、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除されます。

7 ページです。別紙 1、作物残留試験成績です。これは、アセフェートと同じ作残試験を載せております。16 ページです。別紙 2、基準値案をお示ししております。登録の有無の欄に丸を付けておりますが、アセフェートの登録のある食品について丸印でお示しております。基準値現行の網掛け部分が暫定基準です。※1 を付した米、乳については、国際基準が設定されておりますが、ADI を超えるということから、基準値を設定せず一律基準とする案としております。また、※2 のその他、野菜については国際基準が設定されておりますが、短期暴露評価で許容基準を超えることから、国内の作残試験成績より基準値を設定する案としております。※3 のぶどうについては、適用削除の予定ということで基準値を設定しておりません。

20 ページです。別紙 3 は、長期暴露評価の詳細です。21、22 ページに、短期暴露評価の結果をお示ししております。24、25 ページに、答申案を記載しております。事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 穂山部会長 こちらも、ポジティブリストの初回ということですのでよろしいですか。

○ 事務局 はい。

○ 穂山部会長 まず、アセフェートからいきますか。順を追って審議をお願いしたいと思います。これはどうしますか、メタミドホスと一緒に審議しますか、そうすると大変ですが。まず、アセフェートです。化学名、化学構造、物性、その他に関して、吉成委員、いかがでしょうか。

○ 吉成委員 アセフェートですが、多分、IUPAC の名称が変更になっていると思います。

- 穠山部会長 こちらでよろしいですか。
- 吉成委員 いいえ、後ろが間違っていて、最後が thioate ですので、後ろから、右から 4 つ目の n が要りません。メタミドホスのほうが正しい書きぶりになっております。アセフェートのほうの n を削除してください。それであれば結構です。
- 穠山部会長 変わってしまったのですね。
- 吉成委員 多分、n がどこかで入ってしまったのではないかと思います。
- 穠山部会長 メタミドホスは thioate。
- 吉成委員 合っています。thioate になっています。よろしくお願いします。
- 穠山部会長 よろしく申し上げます。では、修正いたします。そのほかに何かございますか。それでは、折戸委員から、事前にコメントは。
- 事務局 井之上委員から、IUPAC 名について、これでいくと、*O,S* の後ろに *N*-acetyl を入れた形ではということ。
- 穠山部会長 今は書いていない。
- 事務局 今は、acetylphosphor となっていますが、これを *N*-acetyl で切って、phosphoramidothionate。
- 穠山部会長 *O,S*-Dimethyl の後に、*N*-acetyl で切るということですね。
- 事務局 はい。
- 穠山部会長 どうでしょうか。それでもいいのですか。
- 吉成委員 *N*であることが、多分、自明なので IUPAC で入れない名前が使われているのではないかと。今のバージョンだと *N*-acetyl は入れない。どちらも正しいのですが。
- 穠山部会長 こちらでも、多分、問題はないと思うのですが。
- 吉成委員 ここ最近の穠山部会長の IUPAC のルールでいくと *N*-acetyl は入れないルールになると思います。
- 事務局 はい、分かりました。
- 穠山部会長 では、このままでよろしいでしょうか。次は、2 ページの適用の範囲及び使用方法です。これは、宮井委員から事前にコメントはありましたか。
- 事務局 記載の不備の部分を御指摘いただいて、その部分を修正しております。
- 穠山部会長 よろしいですか。次は、体内動態です。体内動態、代謝物に関して吉成委員、いかがでしょうか。
- 吉成委員 アセフェートに関してです。実際には親化合物、アセフェートがメインの代謝物で、ただ、実際、メタミドホスが代謝物としてあるということ、それを考慮するという事です。それ以外に問題となる代謝物はないかと思います。
- 穠山部会長 よろしいですか。
- 吉成委員 はい。
- 穠山部会長 体内動態について、折戸委員から何かコメントはありますか。
- 事務局 特にありません。

○穂山部会長 よろしいでしょうか。両方なので大変ですが、安全性について、魏委員から、食品安全委員会の評価の概要の御説明をお願いいたします。

○魏委員 食品安全委員会の評価によると、アセフェートの遺伝毒性については、*in vitro* 試験として、細菌を用いた DNA 修復試験及び復帰突然変異試験、マウスリンパ腫細胞を用いた遺伝子突然変異試験、チャイニーズハムスター肺線維芽細胞を用いた染色体異常試験、チャイニーズハムスター卵巣細胞を用いた SCE 試験、ラット肝細胞を用いた UDS 試験が実施されました。また、*in vivo* 試験としてマウスを用いた小核試験、染色体異常試験及び SCE 試験、カニクイザルリンパ球を用いた染色体異常試験、SCE 試験並びにマウスを用いたスポットテスト及び優性致死試験が実施されました。

一部の *in vitro* 試験では、陽性の結果もありましたが、非常に高用量で認められる場合や、再現性が認められない試験もあることと、*in vivo* の試験は、いずれも陰性であることから、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。

各種毒性試験の結果から、アセフェート投与による影響は主に赤血球及びコリンエステラーゼ活性阻害、血液及び鼻腔に認められました。催奇形性、発達神経毒性及び生体に問題となる遺伝毒性は認められませんでした。発がん性試験において、ラットの雌雄で鼻腔の腫瘍発生が認められ、マウスの雌で肝腫瘍の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、閾値は設定できると判断されました。以上です。

○穂山部会長 引き続き、メタミドホスもよろしくをお願いいたします。

○魏委員 メタミドホスの遺伝毒性試験については、*in vitro* 試験として細菌を用いた DNA 修復試験及び復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター卵巣由来細胞を用いた遺伝子突然変異試験及び染色体異常試験、チャイニーズハムスター肺由来細胞及びホエジカ肺線維芽細胞を用いた姉妹染色体分体交換試験、ラット肝細胞を用いた UDS 試験が実施されました。

また、*in vivo* 試験としては、マウスを用いた小核試験、マウス及びラットを用いた染色体異常試験及びマウスを用いた優性致死試験が実施されました。チャイニーズハムスター卵巣由来細胞を用いた染色体異常試験においては、一部、陽性とされた結果もあったが、高用量で認められる変化であることと、用量相関性が認められないことから疑陽性と判定されています。また、ホエジカ肺線維芽細胞を用いた姉妹染色体分体交換試験においては陽性という結果でしたが、更に高用量で実施されたチャイニーズハムスター肺由来細胞を用いた試験では陰性であったことと、*in vivo* 試験のいずれも陰性であったことから、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。

また、各種毒性試験の結果から、メタミドホス投与による影響は、主に脳、赤血球及びコリンエステラーゼ活性阻害に認められました。発がん性、催奇形性、発達神経毒性及び生体に問題となる遺伝毒性は認められませんでした。以上です。

○穂山部会長 ありがとうございます。ただ今の安全性の御説明について、何か御質問

ございますか。11 ページです。アセフェートについて、一部の *in vitro* の遺伝毒性試験で、陽性が見られています。12 ページの参考に説明が書かれておりますが、陰性であるということから、問題となる遺伝毒性はないという書きぶりです。これは、食品安全委員会の安全性評価の引用をそのまま持ってきた記述ですが、これでよろしいでしょうか。

それでは、折戸委員から、安全性の所で何かコメントはありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○穂山部会長 それでは、少し戻り、8 ページのアセフェートの分析法の概要です。石井委員、根本委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。井之上委員、永山委員から、分析法の所で事前に何かコメントはありますか。

○事務局 アセフェートについては、特にございませぬでした。

○穂山部会長 メタミドホスはいかがでしょうか。

○事務局 メタミドホスは、畜産物の分析法について少し曖昧な所があったので、御指摘いただき今の記載としております。

○穂山部会長 次は、基準値案、規制対象、暴露評価、国際整合性です。ADI の所は、メタミドホスもそうですが、アセフェートはかなり低いです。基準値案、規制対象、暴露評価、国際整合性について、いかがでしょうか。

○二村委員 長期暴露評価の幼児の ADI 比が 78.9% ということで、ぎりぎりの数字になっています。今回、暫定基準を見直したことでこういう結果になっているので、暫定的にやってきたものをきちんと評価した上での結果ということは、しっかり受け止めておく必要があると思っています。

この数字自体は、きちんと評価して出していただいたものだと思いますので、一旦、これ以上にならないような形でリスク管理をしていただくことが重要と思います。具体的には、監視を行っていただく、あるいは利用実態について、適宜、見直しをしていただいて、今回のぶどうでもありましたが、使われなくなっているものについては削除していくとか、そういうことをきちんとやっていただければと思っています。以上です。

○穂山部会長 かなり EDI で幼児でぎりぎりなので、監視で検討していきたいと思っています。作物残留試験の成績について、13 ページの EDI 試算では、メタミドホスの残留濃度を補正しているという、加味しているということですか。

○事務局 はい。

○穂山部会長 これは、国際的な評価でも、このようにやっているのですか。

○事務局 考え方としては JMPR の評価においても、こういう形で評価されております。

○穂山部会長 よろしいでしょうか。

○黒羽室長 事務局からです。先ほど、二村委員から、高い暴露評価になっているという御指摘がありました。これについて、実際に売っている食品について一般的に食べる量で、どれだけの農薬の暴露量があるのかという一日摂取量調査を毎年やっています。その調査によると、暴露するアセフェートの量は、ADI 比で 0.05% となっています。今後も一日摂

取量調査によって、実際に売っている食品から、どれだけ暴露するのかということ調査していきたいと考えております。

○穂山部会長 今回の説明でよろしいでしょうか。

○二村委員 はい、ありがとうございます。そういう摂取量の実際の調査などで、きちんとやっていただくことを期待します。また、先ほど申し上げたとおり、多分、暴露量がそれだけ低いということは、実際にはそれほど使われていないのではないのかと思います。ここは厚生労働省の管轄ではないと思いますが、使用実態に合わせて、使わなくてもいいものは使わない基準にしていくということも必要かと思いました。

○穂山部会長 今回の1日摂取量で、メタミドホスのADI比はあるのですか。

○黒羽室長 済みません。手元に資料がないので分かりません。ADI比が計算上高かったのはアセフェートだったので、そちらを調べました。

○穂山部会長 よろしいでしょうか。メタミドホスはアセフェートの代謝物であるということなのですが、これは、昔、メタミドホスとして使っていた時代があるということですか。そういうことではないのですか。

○事務局 海外では、農薬として使われている国もあるということです。

○穂山部会長 分かりました。よろしいでしょうか。その他、全体を通していかがでしょうか。石井委員、お願いします。

○石井委員 16ページの別紙2、メタミドホスの基準値設定の所です。大変細かいことなのですが、やまいもの所に作残試験が載っているのですが、これは登録の有無の所は丸印になるのでしょうか。そこが抜けていたような気がします。

○穂山部会長 別紙1ですか。

○石井委員 16ページの別紙2、メタミドホスの所の真ん中辺りの「やまいも(長芋をいう)」の所に作物残留試験が出ていて、登録の有無に丸印がないのですが、何か理由があるのでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。抜けておりましたので、修正いたします。

○穂山部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。先ほど、国際基準ではADIを超えてしまうので、中央値でしょうか、作物残留試験の中央値を求めてから基準値を付けたという説明がありましたが、それはアセフェートですか。

○事務局 アセフェートもメタミドホスも、※2を付しております。

○穂山部会長 ※2ですね、はい。よろしいでしょうか。その他、御意見ございますか。それでは、御意見がないようでしたら、先ほど石井委員から御指摘のあった部分の修正をして、石井委員に御確認いただき、その修正版をもって部会の報告とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の審議にいきたいと思います。農薬アミスルブロムの審議に入ります。事

事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 5 剤目の農薬アミスルブロムについて、事務局から説明します。資料 5-1 を御覧ください。本剤はこんにやくとしょうがの適用拡大申請に基づく、残留基準の設定の依頼が農林水産省からなされたことに伴い、御審議いただくものです。5 回目の部会報告となります。

1. 概要です。アミスルブロムは、スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺虫剤です。化学名や構造式等については記載のとおりです。化学名については、穠山部会長に御確認いただいたものを反映しています。

続いて 2 ページ目以降に、適用の範囲及び使用方法を記載しています。今回、適用拡大申請がなされた作物、しょうがは 3 ページ、こんにやくは 4 ページにありまして、申請の部分を四角で囲んで示しています。

続いて 8 ページの 3. 作物残留試験につきましては、追加となったこんにやくは、過去に審議された作物と同じ試験法でしたので、記載内容に変更はありません。10～13 ページの別紙 1 については、しょうがとこんにやくの作残試験が追加され、そのほかは前回と同じ記載内容となっています。

8 ページに戻りまして 4. ADI と ARfD についても前回と同じ記載内容となっています。9 ページの 5. 諸外国における状況と規制対象についても変更点はありません。

続きまして 6. 暴露評価については 15 ページの別紙 3 に示しているとおおり、ADI 試算において、最も高い幼小児で ADI 比 39.9%となっています。18 ページ目から、今回の改定案を踏まえた答申案となります。事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○穠山部会長 ありがとうございます。こちらは適用拡大で、5 回目の審議ということですね。

○事務局 はい。

○穠山部会長 ありがとうございます。それでは、順を追って審議を行いたいと思います。まず 1 ページ目の化学名、化学構造、物性、その他に関して、吉成先生はいかがでしょう。

○吉成委員 非常に細かくて申し訳ないのですが、CAS 名の 1 行目に「,」がありますが、「,」の後は必ずスペースが空きますので、空けていただければと思います。

○事務局 はい、修正します。

○穠山部会長 済みません、全部ですか。

○吉成委員 sulfonamide の後の「,」です。

○穠山部会長 では、修正をお願いします。

○事務局 はい、修正します。

○穠山部会長 ありがとうございます。ほかにありますか。折戸先生から何かコメントはありましたか。



- 事務局 特にありませんでした。
- 穂山部会長 それでは、適用の範囲及び使用方法ですが、今回はこんにやくとしようがでしたか。
- 事務局 はい。
- 穂山部会長 宮井先生から何かコメントはありましたか。
- 事務局 特にありませんでした。
- 穂山部会長 よろしいですか。それでは体内動態ですが、今回は代謝物はないようですが、吉成先生はいかがでしょう。
- 吉成委員 問題ないです。
- 穂山部会長 よろしいですか。折戸先生から特にコメントはないですか。
- 事務局 ありませんでした。
- 穂山部会長 それでは、安全性の所ですが、魏先生から食品安全委員会の評価の概要について、御説明をお願いします。
- 魏委員 食品安全委員会の評価によりますと、遺伝毒性試験については、*in vitro* 試験として細菌を用いた復帰突然変異試験、マウスリンパ腫由来細胞を用いた遺伝子突然変異試験、ヒト末梢血リンパ球を用いた染色体異常試験が実施されました。また、*in vivo* 試験としてラットの肝細胞を用いた不定期 DNA 合成試験、マウス肝細胞並びにラット肝、前胃及び腺胃を用いたコメット試験、並びにマウス骨髄細胞及び幼若ラット肝細胞を用いた小核試験が実施されました。全ての試験において陰性であったことから、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。
- 各種毒性試験から、投与による影響は主に肝臓、腎臓、及び胃に認められました。催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。また、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験においては、腫瘍では肝細胞腺腫の増加が認められ、雌では前胃腫瘍が低頻度で認められました。また、マウスを用いた18か月間発がん性試験において、雄で肝細胞腺腫が増加しましたが、メカニズム試験及び遺伝毒性試験の結果から、腫瘍発現、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、閾値を設定することが可能と考えられました。以上です。
- 穂山部会長 ありがとうございます。ただ今の食品安全委員会の安全性評価の概要の御説明で、何か御質問はありますか。ラットとマウスの発がん性試験で、扁平上皮がん、肝細胞腺腫、前胃扁平上皮がん及び扁平上皮乳頭腫が見られたということですか。
- 魏委員 そうです。
- 穂山部会長 ただ、遺伝毒性が陰性だったので、閾値設定が可能だということですね。よろしいでしょうか。それでは、折戸先生から安全性の所で何かコメントはありましたか。
- 事務局 ありませんでした。
- 穂山部会長 それでは、少し戻って8ページ目の分析法・分析結果ですが、石井先生、根本先生、いかがでしょうか。よろしいですか。井之上先生と永山先生から、何か事前に

コメントはありましたか。

○事務局 特にありませんでした。

○穂山部会長 どうもありがとうございます。それでは基準値案、規制対象、暴露評価、国際整合性ですが、9 ページについていかがでしょうか。TMDI、幼小児で ADI 比 39.9%で特に問題はないということと、基準値案はよろしいですか。特に今回変更があった所は、適用拡大の所だけということですか。

○事務局 そのとおりです。

○穂山部会長 よろしいですか。それでは、その他に何かお気づきの点はありますか。よろしいですか。それでは、先ほど化学名の IUPAC 名でスペースの修正をしていただいて、それを一応、吉成先生に御確認いただいて、その修正をもって部会の報告とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○吉成委員 CAS 名です。

○穂山部会長 CAS 名ですか。済みません、CAS 名です。その修正を吉成先生に御確認いただいて、部会報告とさせていただきますと思います。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の審議に行きたいと思います。農薬シアゾファミドの審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 6 剤目、シアゾファミドです。資料 6-1 を御覧ください。本剤は適用拡大申請及びインポートトレランス申請に基づく残留基準の設定について、御審議いただくものでして、10 回目の審議となります。シアゾファミドはシアノイミダゾール系化合物の殺菌剤です。ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体Ⅲの Qi サイトを阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられています。化学名や構造式等については記載のとおりです。

続いて 2 ページ目以降に適用の範囲及び使用方法を記載しています。今回、適用拡大申請がなされた作物、日本なし、カリフラワー、すももについて、四角で囲んでお示ししています。また、インポートトレランス申請がなされました、たまねぎ、にんにくの使用方法については、米国での使用方法に鱗茎菜類として表記しています。

9 ページ、3 番の作物残留試験についてですが、分析対象物質はシアゾファミド及び代謝物 B として、分析方法は記載のとおりです。作物残留試験結果については、国内が別紙 1-1 に、海外が別紙 1-2 及び 1-3 に記載しています。

10 ページの 4. ADI 及び ARfD の評価について、ADI はラットの慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量から、安全係数 100 で除しまして、0.17 mg/kg 体重/day と評価されています。ARfD は単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、設定の必要なしと評価されています。

続いて 11 ページの 5. 諸外国における状況についてですが、JMPR における毒性評価が行われており、国際基準も設定されています。主要 5 개국及び地域においては、こちらに記

載のとおり、それぞれ基準値が設定されております。

これらを踏まえて6. 基準値案ですが、残留の規制対象は前回部会時と同様、シアゾファミドとしています。一部の作物残留試験において、代謝物Bの分析が行われておりますが、代謝物Bはシアゾファミドと比較して、十分に低い残留濃度であることから、残留の規制対象として代謝物Bを含めず、シアゾファミドのみとしています。

具体的な基準値案ですが、18～19ページの別紙2を御覧ください。今回、適用拡大申請がありました、カリフラワー、日本なし、すももについて、登録有無の欄に「申」という文字を記載しています。日本なし及びすももについては、国内の作物残留試験成績に基づき、基準値案を設定しており、カリフラワーについてはより高い国際基準を参照して、基準値案を設定しています。また、インポートトレランス申請がなされました、たまねぎ及びにんにくについては、米国の基準値を参照しています。その他、クレソンやしゅんぎくなどは、今回新たに設定された国際基準を参照して、基準値案を設定しています。

続いて、暴露評価についてですが、長期暴露評価の結果を20～21ページの別紙3に記載しています。TMDI試算により、一番高い幼児で28.4%のADI比となっています。最後に26～27ページが答申案となります。事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○穂山部会長 ありがとうございます。今回は適用拡大とインポートトレランス申請で、10回目ですね。

○事務局 そのとおりです。

○穂山部会長 それでは、順を追って審議を行いたいと思います。1ページ目の化学名、化学構造、物性、その他に関して、吉成先生はいかがでしょう。

○吉成委員 このままで結構です。

○穂山部会長 折戸委員と井之上委員から、特にコメントはありませんでしたか。

○事務局 特にありませんでした。

○穂山部会長 それでは2ページ目以降ですが、適用の範囲及び使用方法です。日本なし、カリフラワー、すももですか。

○事務局 適用拡大が日本なし、カリフラワー、すももで、インポートトレランス申請がたまねぎとにんにくになります。

○穂山部会長 宮井先生から何かコメントはありましたか。

○事務局 一部、誤字について御指摘いただきまして、反映しています。

○穂山部会長 どうもありがとうございます。よろしいですか。それでは体内動態、代謝物です。代謝物Bがありますが、吉成先生はいかがですか。

○吉成委員 作残試験で出ているので問題ないと思います。

○穂山部会長 よろしいですか。折戸先生から体内動態で何かコメントはありましたか。

○事務局 特にありませんでした。

○穂山部会長 それでは、次に安全性の所ですが、魏先生から食品安全委員会の評価の概

要の御説明をお願いします。

○魏委員 食品安全委員会の評価によりますと、遺伝毒性試験については *in vitro* 試験として、細菌を用いた DNA 修復試験及び復帰突然変異試験、マウスリンパ腫由来細胞を用いた遺伝子突然変異試験、ヒトリンパ球培養細胞を用いた染色体異常試験が、*in vivo* 試験としてマウス骨髄細胞を用いた小核試験が実施されています。全て陰性であったことから、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。各種毒性試験の結果から、シアゾファミドの投与による影響は主に腎臓で、神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性は認められませんでした。

また、植物体内運命試験の結果、10%、総残量放射能を超える代謝物として、代謝物 B が認められましたが、代謝物 B はラットにおいても検出されることから、農産物中の暴露対象物質はシアゾファミドのみとしています。以上です。

○穂山部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明で、御質問はありますか。ADI の設定根拠の試験が、慢性毒性/発がん性併合試験で、発がん性は高用量でも認められなかったということですが、よろしいですか。

○事務局 はい。

○穂山部会長 それでは、ARfD も設定の必要なしということで、よろしいですか。折戸先生から何か事前にコメントはありましたか。

○事務局 特にありませんでした。

○穂山部会長 それでは、少し戻って 9 ページですが、分析法・分析結果に関して、石井先生と根本先生はいかがでしょうか。よろしいですか。井之上先生と永山先生から、分析法で何かコメントはありましたか。

○事務局 永山先生から一部、追記いただきまして、そちらを反映しています。

○穂山部会長 どうもありがとうございます。それでは 11 ページ以降ですが、基準値案、規制対象、暴露評価、国際整合性について、いかがでしょうか。もう既に審議していますが、シアゾファミドだけということで、TMDI で 28.4%ということですね。基準値案は別紙 2 ですが、国際整合性の所も、これは既に基準値を変更していましたか。今回、新たに基準値の変更でしたか。

○事務局 今回、国際基準が設定されまして、そちらを参照しています。

○穂山部会長 よろしいですか。それでは、その他、全体を通していかがですか。何かお気付きの点はありますか。よろしいですか。それでは、御意見がないようでしたら本報告案をもちまして、当部会の報告とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 どうもありがとうございました。そのようにさせていただきたいと思いません。

それでは、次の審議に行きたいと思えます。農薬ビシクロピロンの審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 7 剤目、ビスクロピロンです。今回、インポートトレランス申請に基づく基準値設定について御審議いただくもので、今回が 2 回目の審議となります。トリケトン系の除草剤です。化学名、CAS 番号、構造式、物性については、資料に記載したとおりです。2 ページ目に適用の範囲及び使用方法です。国内の登録はありません。今回は小麦と大麦について、インポートトレランス申請がなされています。

3. 作物残留試験、分析対象物質はビスクロピロン、代謝物 A、代謝物 B、代謝物 K、加水分解により、代謝物 B 又は代謝物 K に変換される代謝物となっています。3 ページ目に分析の概要を記載しています。作物残留試験結果を別紙 2 にお示ししています。後ほど説明させていただきます。

4. ADI、ARfD の評価です。これは、前回から変更はありません。ADI はラットの慢性毒性/発がん性併合試験の最小毒性量より、0.00028 mg/kg 体重/day と評価されています。4 ページ目、ARfD につきましては、一般の集団については 2 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性については、0.01 mg/kg 体重と評価されています。

5. 諸外国における状況です。JMPR における毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていません。主要 5 か国については、米国、カナダ、豪州について、基準値が設定されています。6. 基準値案です。残留の規制対象、これは前回から特に変更はありません。ビスクロピロン、代謝物 B(加水分解により代謝物 B に変換される代謝物を含む)、及び代謝物 K(加水分解により代謝物 K に変換される代謝物を含む)としています。米国も同様です。食品安全委員会は農作物・畜産物中の暴露評価対象物質をビスクロピロンのみとしています。

基準値案は別紙 2 にお示ししています。これも後ほど説明させていただきます。暴露評価です。長期暴露評価の詳細は別紙 3 に記載していますが、TMDI 試算で ADI 比は最も高い幼児で 48.5%でした。短期暴露評価です。各食品の短期推定摂取量は、急性参照用量、ARfD を超えていません。

6 ページに作物残留試験成績をお示ししています。網掛けしてある部分が、今回提出された作物残留試験です。小麦と大麦です。7 ページに基準値案をお示ししています。登録の有無の欄、「IT」と記載した部分が、今回インポートトレランス申請がなされたものを示しています。8 ページ目に長期暴露評価の結果を示しています。9~11 ページに短期暴露評価の結果をお示ししています。答申案を 13 ページにお示ししています。事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○穂山部会長 ありがとうございます。こちらはインポートトレランス申請で、2 回目の審議ですか。

○事務局 はい、2 回目です。

○穂山部会長 では、順を追って審議したいと思います。1 ページ目の化学名、化学構造、物性、その他に関して、吉成先生はいかがでしょうか。

○吉成委員 問題ないです。

○穂山部会長 よろしいですか。これは環の巻いているところが上か下で、多分これは光学活性があると思うのですが、ここはちょっと分離できないということでしょうか。

○事務局 はい。

○穂山部会長 よろしいでしょうか。折戸先生と井之上先生から、何かコメントはありましたか。

○事務局 特に頂いておりません。

○穂山部会長 それでは、2 ページ目の適用の範囲及び使用方法、これはインポートトレランス申請ですが、宮井先生から何かコメントはありましたか。

○事務局 とうもろこしの製剤の記載について、「水溶液剤」となっていた所を「乳剤」のほうが適切ということで、「乳剤」に変更しています。

○穂山部会長 ありがとうございます。特によろしいですか。それでは、次の体内動態、これは代謝物 A、B、K がありますが、吉成先生はいかがでしょうか。

○吉成委員 この剤は、動物では親化合物が主要代謝物になるのですが、植物で代謝物 B、あるいは K と類似した複数の化合物が出来まして、それが比較的残るということで、非常にたくさん定量するのが恐らく大変ということで、B、K にまとめてということになっていますので、これでよろしいのではないかなと思います。

○穂山部会長 よろしいですか。

○吉成委員 規制対象も含めて、よろしいのではないかなと思います。

○穂山部会長 折戸先生から何かコメントはありましたか。

○事務局 特に頂いておりません。

○穂山部会長 よろしいですか。それでは、3 ページの安全性の所に行きまして、魏先生から食品安全委員会の評価の概要の御説明をお願いします。

○魏委員 食品安全委員会の評価によりますと、遺伝毒性試験については *in vitro* 試験として、細菌を用いた復帰突然変異試験、マウスリンパ腫由来細胞を用いた遺伝子突然変異試験、ヒトリンパ球培養細胞を用いた染色体異常試験が実施されました。また、*in vivo* 試験としては、ラット骨髄細胞を用いた小核試験、ラット肝細胞を用いた不定期 DNA 合成試験が実施されました。全ての試験で陰性であったことから、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。

各種毒性試験の結果から、投与による影響は主に眼、肝臓及び甲状腺で、繁殖能に対する影響、免疫毒性は認められませんでした。ウサギを用いた発生毒性試験においては、胎児に肋軟骨奇形、心室中隔欠損、頸椎異常などが認められましたが、ラットでは催奇形性は認められませんでした。各種試験で得られた無毒性量及び最小毒性量のうち、最小値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の最小毒性量である 0.28 mg/kg 体重/day でした。

食品安全委員会は、最小毒性量で認められた所見は甲状腺限局性ろ胞細胞過形成であることと、本試験における用量設定の間隔が大きく、用量反応性に関する情報が十分ではな

いことから、最小毒性量を用いたことによる追加の安全係数を 10 とすることが妥当であると判断されました。以上です。

○穂山部会長 今回の食品安全委員会の概要の御説明について、御質問はありますか。こちらは ADI 根拠の試験で慢性毒性/発がん性併合試験を用いているのですが、高用量で扁平上皮がん、扁平上皮乳頭症などが見られたということですが、遺伝毒性のメカニズムからは考えにくいことから、閾値が設定可能ということですが、LOAEL を用いているので、安全係数は 10 を足して、1,000 で割って、ADI を求めています。その辺の書きぶりを参考のほうで書かれていますが、よろしいですか。

ARfD は妊婦及び妊娠している可能性がある女性のほうも一応算出していますが、よろしいですか。それでは、折戸先生から何かコメントはありましたか。

○事務局 特にありません。

○穂山部会長 それでは、少し戻って 2 ページ目ですが、分析法、分析結果に関して、石井先生と根本先生はいかがでしょうか。よろしいですか。井之上先生と永山先生から、何か分析法でコメントはありましたか。

○事務局 特にありません。

○穂山部会長 よろしいですか。それでは、4 ページ目の基準値案ですが、これは 2 回目でピシクロピロン、代謝物 B 及び代謝物 K とするということですが、規制対象はよろしいですか。長期暴露も幼小児、TMDI で ADI 比 48.5% ですが、よろしいですか。基準値案は別紙 2 ですが、よろしいですか。それでは、その他、全体を通していかがでしょうか。よろしいですか。それでは、御意見がないようでしたら本報告案をもちまして、当部会の報告とさせていただきますと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の審議に行きたいと思えます。次は農薬ピフルブミドの審議に入りたいと思えます。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 8 品目目、ピフルブミドです。本剤は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼に伴いまして御審議いただくもので、2 回目の審議となります。本剤は、カルボキサリニド系の殺ダニ剤です。化学名、構造式等は記載のとおりです。

次ページに移りまして、適用の範囲及び使用方法ですが、今回適用拡大申請がなされたものはみょうがで、四角で囲んで示しております。

次ページに移りまして、作物残留試験の分析対象物質ですが、ピフルブミド及び代謝物 B としております。こちらは前回から変更はございません。分析法の概要は記載のとおりですが、今回、茶浸出液についても記載を追加しております。作物残留試験結果は別紙 1 に記載しており、後ほどまとめて御説明させていただきます。

4 ページ目、ADI 及び ARfD の評価です。ADI は前回から変更はございません。0.0073 mg/kg 体重/day と評価されております。ARfD は、今回追加されておまして、イヌの 90 日間亜

急性毒性試験及び1年間慢性毒性試験総合評価により、0.09 mg/kg 体重と評価されております。

諸外国における状況ですが、JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。また、主要5か国の基準値も設定されておられません。

基準値案ですけれども、残留の規制対象は前回と同様、ピフルブミド及び代謝物 B としております。なお、食品安全委員会におきましては、農産物中の暴露評価対象物質をピフルブミドとしております。基準値案は別紙2のとおりです。暴露評価につきましては、長期暴露評価、EDI 試算ですけれども、一番高い幼児で28.7%のADI占有率となっております。また、短期暴露評価におきましても、摂取量はARfDを超えているものはございません。

別紙の説明に移ります。別紙1の6ページ目ですが、今回追加となりました作物残留試験は網掛けをして示しております。みょうがに加え茶についても同様に圃場の作物残留試験結果が追加されております。別紙2に基準値案を示しております。今回申請のありましたみょうがに対応して、その他のハーブに新規に基準値案が設定されております。また、茶につきましては、作物残留試験結果で追加がございましたが、基準値設定には4,000倍散布のデータを使っており、今回は基準値に変更はございません。別紙3に長期暴露評価の結果を示しております。また、別紙4-1及び別紙4-2に短期暴露評価の結果を示しております。また、最終ページ13ページに答申案となっております。事務局からは以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○穂山部会長 ありがとうございます。今回は適用拡大で2回目ということですね。殺ダニ剤ですね。それでは、順を追って審議を行いたいと思います。1ページ目ですが、化学名、化学構造、物性その他に関しまして、吉成先生いかがでしょうか。

○吉成委員 問題ないです。

○穂山部会長 折戸先生、井之上先生から特に1ページ目でコメントはありませんでしたか。

○事務局 特にコメントは頂いておりません。

○穂山部会長 それでは、2ページ目、これは適用の範囲及び使用方法ですが、みょうがですけれども、宮井先生から何かコメントはありましたでしょうか。

○事務局 はい、宮井先生からコメントを頂いておまして、こちらはもう反映を済ませております。

○穂山部会長 よろしいですか。それでは、体内動態ですが、代謝物 B がありますが、吉成先生いかがでしょうか。

○吉成委員 植物で代謝物 B が比較的出やすいことと、作残試験では実際に茶などでかなり残っていますので、B に関してはこの案のとおり、規制対象に入れるということで結構かと思えます。

○穂山部会長 ありがとうございます。よろしいですか、前回と同様ということで。そ



れでは、安全性の所で、魏先生から食品安全委員会の評価の概要の御説明をお願いいたします。

○魏委員 食品安全委員会の評価によりますと、遺伝毒性試験については、*in vitro* 試験として細菌を用いた復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター肺由来細胞を用いた染色体異常試験、*in vivo* 試験としてマウス骨髄細胞を用いた小核試験が実施されており、全て陰性であったことから、生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられました。各種毒性試験結果から、投与による影響は主に甲状腺のろ胞上皮細胞過形成、肝細胞肥大及び肺胞拡張及び出血、心臓の心筋線維化等でした。マウスの発がん性試験においては、雄で肝細胞腺腫の発生頻度の有意な増加が認められましたが、遺伝毒性試験結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性に基づくものではなく、閾値の設定は可能と判断されました。以上です。

○穂山部会長 ありがとうございます。ただ今の説明で御質問はありますか。こちら ADI 根拠の試験が発がん性試験ですが、高用量で毒性が、発がん性が雄で肝細胞腺腫の発生頻度が高くなったということですが、遺伝毒性がないということから、閾値設定ができるということで、こちらの書きぶりになっておりますが、よろしいですか。ARfD も特に問題はないですね。それでは、折戸先生から何か安全性の所でコメントはありましたでしょうか。

○事務局 いえ、特にコメントは頂いておりません。

○穂山部会長 大丈夫でしょうか。それでは、戻りまして 3 ページ目で、分析法、分析結果に関しまして、石井先生、根本先生いかがでしょうか。よろしいですか。井之上先生、永山先生から分析法で何かコメントはありましたでしょうか。

○事務局 はい、茶浸出液について追記をすることについて、永山先生からコメントを頂きまして、このような書きぶりにさせていただいております。

○穂山部会長 ありがとうございます。それでは、基準値案ですね。4 ページ目以降ですけれども、基準値案、規制対象、暴露評価、国際整合性ですが、いかがでしょうか。規制対象は先ほど吉成先生から御説明があったように、代謝物 B も含めることと、暴露評価は EDI 試算で幼小児 28.7%ですね。暴露評価も問題なしで、ARfD も問題なしで、基準値案、別紙 2 で、その他のハーブですね。お茶は作物残留試験は行っておりますが、変更なしですね。

○事務局 そのとおりでございます。

○穂山部会長 よろしいですか。その他全体を通して御意見はありますか。よろしいですか。それでは、御意見がないようでしたら、本報告案をもちまして、当部会の報告とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の対象外物質ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンについての審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 9 剤目、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンです。資料 9-1 を御覧ください。本剤は、農薬取締法に基づく新規農薬登録申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省から出されたことに伴い、対象外物質として設定することについて御審議いただくもので、今回が初回の審議となります。本剤は殺虫剤であり、虫体を被覆することにより微小害虫の運動を阻害し、かつ、呼吸機関である気門を物理的に封鎖することで殺虫効果を示すと考えられています。また、国内では食品添加物ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンとして、増粘剤、乳化剤等として使用されていますが、使用基準は設定されておりません。化学式についてはお示しのおりとなります。

適用の方法及び用量についてです。かんきつ、りんご、もも等につきまして、使用方法が設定されています。

続きまして、次のページ、食品健康影響評価についてです。食品安全委員会において、記載のおり評価されており、本剤は農薬として想定し得る使用方法に基づき、通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかであると考えられる、とされています。

続きまして、諸外国における状況についてです。JMPR 評価における毒性評価は行われておらず、国際基準は設定されておりません。主要 5 か国地域においても基準値は設定されておりません。1982 年に食品添加物として毒性評価が行われており、ADI は特定できないとされています。また、米国や EU においても食品添加物としての登録がございます。

最後に、対象外物質としての設定についてです。本剤は農薬として適正に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるとする案としております。一番最後のページに答申案を示しております。事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○穂山部会長 ありがとうございます。こちらは新規の農薬登録で、初回ということですのでよろしいですね。

○事務局 はい。そのとおりです。

○穂山部会長 こちらは対象外物質ということですが、食品安全委員会の評価がありますので、その御説明を魏先生からお願いいたします。

○魏委員 食品安全委員会の評価によりますと、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンについては、食品添加物として食品安全委員会で評価が行われており、この評価結果を用いて、対象外物質としての評価が行われました。各種毒性試験の結果、高用量投与群において、主に盲腸重量の増加及び腎臓へのカルシウム沈着が認められましたが、これらの変化はヒトに対する安全性にほとんど影響しないと考えられました。また、農薬として使用された場合、その使用により生じる作物残留によって、通常の食生活において、食品から摂取する量を増加させる可能性は極めて低いものと考えられました。以上のことから、農薬として想定される使用方法に基づき、通常使用される限りにおいて、人の健康を損なうおそれはないと判断されました。以上です。

○穂山部会長 どうもありがとうございます。ただ今の食品安全委員会の評価の概要の御説明で、何か御質問はありますか。よろしいですか。これは食品添加物として、既に加工デンプンで使われていますので、普通の農薬の使用ということなのですけども、よろしいですか。御意見ありますか。

○吉成委員 細かいことで申し訳ないです。分子式の書き方なのですが、1つはいいのですが、6とか10とか5とかmとかというのは下付きにさせていただいていると思いますが、なっていないような気がしますので、そうしていただきたいということと。それから、xとyの書き方なのですが、nもよく使うので、これで問題ないかもしれないんですけども、何か注釈はいらないのですか。添加物のほうはどうなっているのか、ちょっと分からないのですけども。xとyもnみたいに、あるいは、特定されていない数字ということだと思のですが。そういう記載は、こういうポリマーみたいのはほかにもあると思うのですけども。

○穂山部会長 これ何か、添加物の規格のほうにこう書かれているのですか。

○事務局 まず、数字の下付きについては確認をして修正します。nとxとyの記載についても、ちょっと添加物のほうも確認しまして、おっしゃるとおり、構造が特定できない場合で、以前の前例でも記載があるかもしれないので、確認をして、また御連絡させていただければと思います。

○吉成委員 食品安全委員会の報告書のように、近くに構造が特定できないということが書いてあれば多分、問題ないと思うのですが、こちらの部会の報告書だとそういう記載もないのです。

○事務局 そうですね。

○吉成委員 御確認ください。

○事務局 はい。

○穂山部会長 ここの書きぶりをちょっと修正させていただいて、この案を吉成先生に御確認いただければと思いますが、よろしいですか。ほかによろしいですか。御意見ありますか。よろしいでしょうか。それでは、御意見がないようでしたら、先ほどの分子式の書きぶりを検討させていただいて、その修正案を吉成先生に御確認させていただいて、その修正案をもって本部会の報告案とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○穂山部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、以上で本日の審議事項は全て御議論いただきました。審議結果の食品衛生分科会での取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 分科会における取扱いについて記載されている一枚紙を御覧ください。平成22年3月3日に了承されました「食品衛生分科会における確認事項」に基づき、本日の部会で御審議いただいた動物用医薬品1剤、動物用医薬品及び飼料添加物1剤、農薬6剤及び対象外物質1剤の分科会での取扱い原案を御用意させていただきました。本日御審議いた

だいた、ジシクラニル、センデュラマイシン、アセフェート、メタミドホス、シアゾファミド、ピフルブミドについては、既に設定されている残留基準の一部改正に該当することから、区分 3 としております。アミスルブロム、ビスクロピロンにつきましては、既に残留基準が設定される物質に係る当該規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない場合に該当することから、区分 4 としております。ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンにつきましては、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質の指定に該当することから、区分 7 としております。以上になります。

○穂山部会長 ありがとうございます。ただ今説明された、分科会の取扱い原案について、御質問、御意見はありますか。よろしいですか。特になければ、当部会として、そちらの取扱い案で分科会長の承認を得たいと思います。ありがとうございます。それでは、事務局から、今後の手続について説明をお願いいたします。

○事務局 本日、御審議いただきました動物用医薬品 1 剤、動物用医薬品及び飼料添加物 1 剤、農薬 6 剤及び対象外物質 1 剤につきましては、食品安全委員会からの通知を受けていることから、何品目か修正が必要なものもございますが、御確認いただいた修正版をもって部会報告書とさせていただきます。今後の手続につきましては、パブリックコメント、WTO 通報、消費者庁協議等、必要な手続を進める予定としております。

○穂山部会長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。事務局から、次回の予定について連絡をお願いいたします。

○事務局 済みません。その他の議題があります。

○穂山部会長 その他につきましては、何か事務局から御説明はありますか。

○事務局 資料 10 を御用意ください。12 月 21 日に開催した農動薬部会で審議し、採択いただいたカカオ豆の検査部位の検体の記載ぶりについての変更です。2、3、4 ページが、前回、12 月にお配りした部会資料なのですが、このうち、答申案の 6 の(2)の検体の所は、永山委員からの御質問及び法令の確認を踏まえて理解しやすくするために、1 枚目のように修正してございます。対象農薬が変更になるものではございません。以上です。

○穂山部会長 ただ今の御説明で、何か御質問はありますか。これは前回のカカオ豆の取扱いで、永山委員からの御質問で修正した部分ですが、よろしいですね。それでは、この修正案で分科会長に報告したいと思います。それでは、これでよろしいですね。その他はなしで。以上で本日の議題は終了いたしました。事務局から、次回の予定について連絡をお願いいたします。

○事務局 次回の本部会の開催日程につきましては、平成 30 年 3 月 23 日(金)の午前を予定しております。また、机上に配布しております委員必要事項連絡票は、会議終了後に係の者が回収いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いします。

○穂山部会長 それでは、以上をもちまして本日の部会は終了いたしました。お忙しい中を御出席いただきまして、どうもありがとうございました。